

## 第46号議案

東京都台東区手数料条例及び東京都台東区印鑑条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月2日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等の改正に伴い、特定在留カード及び特定特別永住者証明書に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区手数料条例及び東京都台東区印鑑条例の一部  
を改正する条例

(東京都台東区手数料条例の一部改正)

第1条 東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項の特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の特定特別永住者証明書」を加える。

(東京都台東区印鑑条例の一部改正)

第2条 東京都台東区印鑑条例（昭和50年4月台東区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「という。）」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項の特定在留カード（以下「特定在留カード」という。）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の特定特別永住者証明書（以下「特定特別永住者証明書」という。）」を加え、同項第1号中「記録した個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

付 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。